

労 審 発 第 9 5 9 号
平成 29 年 12 月 27 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成 29 年 12 月 27 日付け厚生労働省発基 1227 第 3 号をもって労働政策審議
会に諮問のあった「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」につい
ては、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

平成 29 年 12 月 27 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成 29 年 12 月 27 日付け厚生労働省発基 1227 第 3 号をもって労働政策審議
会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

要綱については、妥当と考える。